

議案第 83 号

関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 12 月 3 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の対象に、関市議会議員の選挙を追加するため、この条例を定めようとする。

関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

関市議会議員及び関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第1条及び第2条中「関市長」を「関市議会議員及び関市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の関市議会議員及び関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される関市議会議員の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された関市議会議員の選挙については、なお従前の例による。